

戸籍・住民票請求時の本人確認にご協力ください

昨年5月1日より戸籍法および住民基本台帳法の一部改正により、戸籍および住民票を請求する際に本人確認を行っており、みなさまにはお手数をおかけしていますが、個人情報保護の観点によるものであり、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

本人確認について

窓口に来られた全ての方の本人確認を行っています。したがって、代理（委任状持参）で窓口に来られた場合でも本人確認を行っていますので、ご協力をお願いします。

なお、本人かどうか特定できない場合は、交付をお断りする場合があります。

- 1枚以上必要なもの 運転免許証・パスポート・写真付き住民基本台帳カードなど
- 2枚以上必要なもの 各種保険証（国民健康保険・健康保険証・共済組合員証など）・後期高齢者医療被保険者証・年金手帳・年金証書・写真なし住民基本台帳カードなどを2枚以上組み合わせて一緒に提示

注意：taspo（タスポ）カードは本人確認書類として認められません。

住民票について

- 同一世帯の方による請求
世帯内の方であれば、どなたでも請求することができます。
- 異なる世帯の方による請求
世帯が異なる方は、原則として委任状がなければ交付することはできません。
たとえ親子であっても世帯が異なる場合は、委任状が必要です。



戸籍について

- 直系の方が請求する場合（筆頭者本人・配偶者・父母・祖父母・子・孫など）
請求理由は必要ありません。ただし、本町の戸籍により直系であることが確認できない場合は、直系であることがわかる戸籍の提示を求めたり、説明を求める場合があります。

同一戸籍でない兄弟の戸籍は、委任状が必要ですので注意願います。

本籍地が「南富良野町」にない場合は戸籍は交付できません。本籍地に直接行くか郵送により請求してください。なお、郵送による場合も同様に本人確認書類のコピーが必要となります。（郵送による請求用紙は戸籍年金係にありますのでお申出ください）

- それ以外の方が請求する場合
原則として委任状がなければ交付できません。なお、委任した方とされた方の筆跡が同一である場合の委任状については受付られません。

成年後見人が被成年後見人の住民票および戸籍を請求する場合の委任状は不要ですが、後見人であることの証明書の持参と上記の本人確認書類の提示が必要となります。

委任状については事前に戸籍年金係窓口で受け取るか、任意の様式により 委任者および代理人の住所・氏名・生年月日・それぞれ自署による記名および押印 必要となる方の本籍地または住所地 必要な戸籍または住民票の内訳および通数 戸籍の場合は謄本か？抄本か？ 住民票の場合は全部記載されたものか？一部記載されたものか？ 依頼した日が明記されたものとなります。

印鑑登録証明書について

印鑑登録証明書は、印鑑登録する際に本人確認を行っています。なお、印鑑登録証（カード）を持参された方の登録内容と申請書に記載された内容に相違がなければどなたにでも発行しています。（本人確認書類の提示および登録印鑑は不要です）印鑑登録証（カード）の管理については、くれぐれもお気をつけください。

問い合わせ先 総務課戸籍年金係 ☎ 52 - 2144

.....

富澤一治（農政係） 振興係 農政係兼農業振興室農業 地係長） 加藤賢一（農業委員会農 業振興係長 農政係長兼農業振興室農 業振興係長 主幹・農業振興担当 吉本正孝（産業課主幹） 農政係長兼農業振興室農 業振興係長	産 業 課 7月1日付	町 の 人 事 異 動	<h2>住民講座のお知らせ</h2> <p>ワード図形活用コース （定員 10 名、受講料 4,500 円） 図形作成の基本（色、形、大きさの変更）、複数図形 の操作（コピー、重なり方）、ツールバーの活用。 ・8月10、12日 18時30分から20時 富良野地域人材開発センター ☎ 22 2619</p>
---	----------------------	----------------------------	---

.....